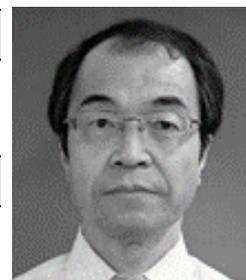


科目名		担当教員	
公的扶助論		阿部 裕二	
科目コード	単位数	履修方法	配当年次
CA4108	2	RorSR (講義)	3年以上



科目の概要

■科目の内容

本科目は、貧困や公的扶助の概念を踏まえ、貧困に係る法制度と支援の仕組みについて理解するとともに、貧困問題を抱えている人々への社会福祉士としての適切な支援のあり方について学ぶことを目的としています。

日本は、近年は景気の低迷、雇用環境の悪化などを背景にして、国民生活の不安は深化し、貧困や格差も拡大しています。その意味では、「貧困」問題は国民生活の身近なところにあるといえるでしょう。このような現状を考えると、国民生活のラスト・セーフティ・ネットとして位置づけられている公的扶助は、私たちの生活において重要な役割を果たしているのです。

そこで、本講義においては、貧困や公的扶助の概念を踏まえ、貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について概観します。次に、貧困の歴史と貧困観の変遷について整理します。そして、貧困・低所得者に係る法制度と支援の仕組みについて理解を深めます。最後に就労支援や相談支援の在り方について理解を深めます。

【教員等の実務経験による指導内容】

主に家庭の抱える経済格差から生まれる子どもの教育格差の解消を目的とした公益社団法人や NPO 法人のアドバイザーとしての経験をいかし、生活困窮（者）の状況と生活保護制度を関連する諸制度にまで視野を広げて講義する。

■到達目標

- 1) 貧困概念や貧困を取り巻く環境が説明できる。
- 2) 貧困に係る法制度や支援の仕組みが理解でき、第三者へ説明できる。
- 3) 知識だけではなく、対象者の支援に活用できる。

■学位授与の方針（ディプロマポリシー）との関連

とくに「人と社会の理解力」「俯瞰的な分析力」「開発・創造力」を身につけてほしい。

■科目評価基準

レポート評価 50%+スクーリング評価 or 科目修了試験 50%

■教科書・参考図書

【教科書】

福祉臨床シリーズ編集委員会編『新・社会福祉士シリーズ 16 貧困に対する支援』弘文堂、2022 年（最近の教科書変更時期）2023 年 4 月

（スクーリング時の教科書）上記教科書を参考程度に使用し、配付する資料を中心にして講義を行います。したがって、旧教科書と現教科書のいずれをお持ちでも、不利益にならないように配慮しています。

【参考図書】

- 1) 湯浅誠『反貧困－「すべり台社会」からの脱出』岩波新書、2008年
- 2) 駒村康平『大貧困社会』角川SSC新書、2009年
- 3) 厚生統計協会編『国民の福祉と介護の動向（最新版）』厚生統計協会
- 4) 全国社会福祉協議会編『生活保護手帳（最新版）』全国社会福祉協議会

スクーリング

■スクーリングで学んでほしいこと

講義のテーマは、「豊かな社会における貧困の様相と生活保護の現状・課題」です。社会の基底的なセーフティ・ネットである生活保護の仕組みや現実、豊かさのなかに潜在化し、十分に知られているとはいえません。しかし、貧困が私たちの生活上に直面する共通な危険（リスク）の一つであるとすれば、貧困に対応する公的扶助（生活保護）は、年金や医療と同様に身近な制度ともいえるのです。

そこで本講義においては、拡大しつつある貧困概念（様相）を踏まえながら、生活保護の考え方（目的、原理、原則など）、制度の内容、そして現代社会における生活保護および生活困窮者支援の課題そして子どもの貧困について、受講生の皆さんとともに考えていきたいと思えます。

■講義内容

講義の流れを項目として列記すると、以下のようになります。

回数	テーマ	内容
1	拡大する貧困の概念と公的扶助の役割	貧困概念の変遷と社会保障制度体系における公的扶助の役割について学びます。
2	生活実態と社会環境および貧困の歴史	貧困状態にある人びとの生活実態について概観し、貧困に対する制度の発展過程の特徴を学びます。
3	貧困に対する法制度：生活保護制度の概要	貧困に対する法制度の中核に位置付けられる生活保護制度の概要について学びます。
4	貧困に対する法制度：生活保護制度における自立支援と近年の生活保護の動向	生活保護における自立支援の内容と近年の生活保護の動向について学びます。
5	貧困に対する法制度：生活困窮者自立支援法	第2のセーフティ・ネットとしての生活困窮者自立支援制度の概要と、その他の低所得者支援の制度を学びます。
6	貧困に対する法制度：低所得対策とホームレス自立支援法	低所得者に対する各種制度とホームレス実態を踏まえながら、ホームレス支援の実際を学びます。
7	貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割	国や自治体および福祉事務所等の役割や、各種専門職の役割について学びます。
8	貧困に対する支援の実際	支援の実際を教科書の事例にとどまらず、私自身の経験を踏まえて提示します。
9	スクーリング試験	

※オンデマンド・スクーリングでは、上記の講義内容と異なる場合があります。

■講義の進め方

スクーリング時には、作成した『理解しやすい公的扶助論講義資料集』を配付して、この資料集を中心にして講義を行います。教科書は参考程度に使用します。

■スクーリング 評価基準

- ・スクーリング中に学んだ内容から出題します（持込不可）。試験では2題を選択して解答（記述式）していただきます。
- ・スクーリング試験（100%）（評価基準：①題意を踏まえているか、②スクーリングで学んだことを踏まえているか、③内容は適切か、④自分なりの言葉で表現されているか）

■スクーリング事前学習（学習時間の目安：5～10時間）

担当教員からの事前学習としての要望は次の一言です。

「スクーリング講義内容」（8項目）の項目に該当する部分を教科書に沿ってある程度読んで出席してください。つまり、少ない講義回数の中かで、少しでも内容の理解を深めるためには、予習・事前学習が欠かせません。もちろん、すべて完璧に覚えてきてくださいというわけではありません。受講した際に、「なんかその言葉は聞いたこと、見たことがあるぞ。なるほど、あそこに書いてあったことは、そういうことだったのか」という程度で結構です。

私としては、ある程度、予習・事前学習をされてきたことを前提として講義を進めたいと考えています。万一、事前学習なし（準備不足）の場合は、苦痛でしかも怒濤のように時間だけが過ぎ去ってしまうかもしれません。

皆さんにとって、有意義な時間が共有できるように努めますし、同時に祈念しております。

レポート学習

■在宅学習 15のポイント

回数	テーマ	学習内容・キーワード	学びのポイント
1	貧困概念と公的扶助の役割 (第1章)	貧困概念の変遷を概観し、公的扶助の役割を理解する。 キーワード：絶対的貧困、相対的貧困（はく奪）、社会的排除、子どもの貧困、ラスト・セーフティ・ネット、スプリングボードなど	貧困に対する支援理解の前提として、貧困の考え方を学び、対策の中心的政策である公的扶助（生活保護）の性格と役割について把握してください。
2	貧困の状態にある人の生活実態と社会環境 (第2章)	貧困状態にある人の生活実態と貧困状態にある人を取り巻く社会環境を理解する。 キーワード：健康、居住、就労、社会関係資本、経済構造、家族・地域の変化など	健康、住居、就労、教育そして社会関係資本の観点から貧困状態にある人の生活実態を理解するとともに、経済構造の変化、家族・地域の変化、格差の拡大、社会的孤立などの社会環境についても理解を深めてください。
3	貧困の歴史 (第3章)	イギリスにおける公的扶助の歴史を「救貧法」を始点として学ぶ。 キーワード：1547年法、エリザベス救貧法、改正救貧法、失業扶助、国民扶助法、スティグマなど	イギリス資本主義の発展過程において、救貧法はどのように変質していったのか、その際、貧困に対する価値観はいかに転換していったのか（そのきっかけは何か）等に留意しつつまとめることが重要です。また、貧困観の変遷に影響を及ぼした人物の理解も肝要です。

4	貧困の歴史 (第3章)	日本における公的扶助の歴史を「恤救規則」を始点として学ぶ。 キーワード：恤救規則、救護法、社会救済、旧生活保護法、生活保護法など	日本における公的扶助の歩みを恤救規則を始点として学ぶが、年表的な整理の仕方ではなく、貧困観を背景とした各制度の特徴と時代背景や、戦後の制度における GHQ の果たした役割を意識してまとめることが重要です。
5	貧困に対する法制度①生活保護制度の枠組み (第4章)	生活保護制度の仕組みを理解する。 キーワード：目的、基本原理、原則、扶助の内容など	生活保護における保護施設の内容、また、保護基準はいかなる時代背景のもとで変遷していったのか、そして現在の基準額等を学んでください。また、権利が付与されている一方で、義務も課せられています。行政に対して争うことができる争訟制度について理解してください。
6	貧困に対する法制度①保護施設と保護基準 (第4章)	生活保護制度の仕組みを理解するとともに、保護の争訟制度について理解する。 キーワード：保護施設、保護基準（扶助の算定方式）、権利、義務、不服申立て、行政訴訟など	生活保護における保護施設の内容、また、保護基準はいかなる時代背景のもとで変遷していったのか、そして現在の基準額等を学んでください。また、権利が付与されている一方で、義務も課せられています。行政に対して争うことができる争訟制度について理解してください。
7	貧困に対する法制度①生活保護の動向 (第4章)	現在の生活保護の現状を統計数字で理解するとともに、近年の生活保護の見直し内容について理解する。 キーワード：被保護人員、被保護世帯数、保護率	現在の生活保護の現状（被保護人員などを含め）を統計数字で把握します。また、近年の生活保護の見直し内容について整理してください。
8	貧困に対する法制度①生活保護における自立 (第4章)	生活保護における自立支援プログラムの意味と相談援助活動との関連性について学ぶ。 キーワード：就労自立、日常生活自立、社会生活自立、自立支援プログラムなど	自立支援プログラムとはどのような手順で作成され、そのような内容・方法のもと個々の利用者に提供されるのかなどについて学びます。そして、自立支援プログラムと相談支援の関係性についてまとめてください。
9	貧困に対する法制度②生活困窮者自立支援法 (第5章)	生活困窮者自立支援法の概要について学ぶ。 キーワード：第2のセーフティ・ネット、自立相談支援事業、任意事業	第2のセーフティ・ネットとしての生活困窮者自立支援制度の仕組みと現状について整理し、理解してください。
10	貧困に対する法制度③低所得者対策 (第6章)	低所得者対策の中心的な制度である生活福祉資金貸付制度などについて理解する。 キーワード：生活福祉資金貸付制度、無料低額診療事業、無料低額宿泊所、公営住宅、求職者支援制度、法律扶助など	低所得者対策には多様な政策があるが、そのなかでも、生活福祉資金貸付制度を中心とした諸制度を整理し、理解してください。

11	貧困に対する法律制度③低所得者対策、ホームレス対策(第6章)	ホームレスの定義と現状と支援の方向性を理解する。 キーワード：ホームレス、社会的孤立など	ホームレスの意味とホームレス問題を整理しつつ、自立支援の現状についてまとめてください。
12	貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割(第7章)	実施体制を支える各種関係機関をそれぞれ理解する。 キーワード：公私関係、法定受託事務、自治事務、福祉事務所、自立相談支援機関など	生活保護における法定受託事務と自治事務を理解するとともに、国家の責任である貧困支援にかかわる各種機関の役割について学びを深めてください。
13	貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割(第7章)	貧困支援における専門職の内容と役割について学ぶ。 キーワード：現業員、査察指導員、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士など	福祉事務所に置かれている現業員や査察指導員の役割と関係性を含めて、様々な専門職が連携しながら貧困（低所得）支援を行っていることを理解してください。
14	貧困に対する支援の実際(第8章)	事例を参考にして支援実際と留意点を学ぶ。 キーワード：ソーシャルワーク倫理綱領、多職種、多機関の連携、地域づくり、場づくりなど	テキストで取り上げられている事例を参考にしながら、どのような視点で支援に取り組むべきか、そこでの留意点は何かについてまとめてください。その際、連携や地域づくり、場づくりの視点からも考察してみてください。
15	まとめ(全体)	全体的な学びを通して、あるべき支援を考える。 キーワード：貧困概念の拡大、伴奏型支援、連携、地域づくりなど	これまでの学びから、多様化する貧困に対してどのような支援が望ましいのか、その際に、新たな施策の開発も含めて皆さんなりに考えてみてください。

■レポート課題

1 単位め	貧困概念の拡大を踏まえつつ、現代社会における公的扶助（生活保護）の役割について述べなさい。
2 単位め	「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

■アドバイス

【1 単位めアドバイス】

この課題に関しては、テキストの第1章と第2章を参照してください。

貧困問題は、大げさに言えば人類の歴史とともに存続していて、その意味では非常に古い問題であるといえます。貧困の捉え方や表出の仕方は時代によって異なっているはずですが、このような貧困（内容・基準）が、どのように変遷してきたか、そして、今日の社会ではどのように貧困が考えられているのかについて、まず考察してください。その上で、今日的な貧困問題への対策としてとられている公的扶助（生活保護）が、いかなる役割を担っているのかを考えてみてください。もちろん公的扶助の概念を踏まえながら。

【2 単位めアドバイス】

教科書をよく読み、「TFU オンデマンド」上で客観式レポートに解答してください。

■評価基準

- 1) 題意を正確に把握し、指示に従って述べられているか。
- 2) 単に暗記したものを記述するのではなく、自分なりの視点からまとめられているか。
- 3) 抽象的な表現にとどまらず、現実との関連づけの視点からもまとめられているか。
- 4) 結論は感想にとどまらず、根拠をもって述べられているか。